

要求水準書（西神・山手線清掃区）

1. 定義

本要求水準書は、神戸市高速鉄道駅舎清掃業務に関する要求水準を示すものである。

尚、この要求水準書は、「入札説明書」「落札者決定基準」「神戸市交通局委託契約約款」「様式集」と一体のものである。（以下、この一体の書類を「入札説明書等」という。）

2. 目的

昨今の清掃について、求められている品質は高まる一方である。駅舎を美装し、旅客に限らず駅舎を利用される全ての方に対して気持ちよく利用していただくこと、これは高速鉄道事業において最高のサービスのひとつである。

2023 年度に西神・山手線の各駅に対し特別清掃を行っており、本業務を通して、綺麗になった駅舎の美観を維持し、利用される全ての方々に対して気持ちよく利用していただくことを目的とする。

事業者は、駅舎の汚れが高速鉄道事業全体のサービス低下に直結するという事実、また、清掃の重要性というものを十分に理解し、現状維持ではなく日々美観を向上する姿勢で本業務を履行すること。

3. 所在地（16 駅）

西神中央駅	神戸市西区糺台 5 丁目
西神南駅	神戸市西区井吹台東町 1 丁目
伊川谷駅	神戸市西区前開南町 1 丁目
学園都市駅	神戸市西区学園西町 1 丁目
総合運動公園駅	神戸市須磨区緑台
名谷駅	神戸市須磨区中落合 2 丁目
妙法寺駅	神戸市須磨区横尾 1 丁目
板宿駅	神戸市須磨区大黒町 2 丁目
新長田駅	神戸市長田区松野通 1 丁目
長田駅	神戸市長田区四番町 7 丁目
上沢駅	神戸市兵庫区下沢通 8 丁目
湊川公園駅	神戸市兵庫区下沢通 1 丁目
大倉山駅	神戸市中央区楠町 3 丁目
県庁前駅	神戸市中央区下山手通 5 丁目
三宮駅	神戸市中央区北長狭通 1 丁目
新神戸駅	神戸市中央区加納町 1 丁目

4. 契約期間

2027 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日まで

5. 作業可能時間

日常清掃 午前 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

定期清掃 午前9時00分以降から翌日午前4時00分まで

美観維持清掃 午前9時00分以降から翌日午前4時00分まで

6. 作業の内容

日常清掃 別紙1-1、1-2、1-3のとおり

定期清掃 別紙2-1、2-2のとおり

美観維持清掃 別紙3のとおり

- ・別紙4-1「西神中央駅乗務員仮泊室及びホーム休憩室の清掃」、別紙4-2「名谷駅ホーム乗務員休憩室清掃」、別紙4-3「新神戸駅乗務員仮泊室及びホーム休憩室の清掃」については、日常清掃に含める。
- ・作業にあたっては、別紙5-1、5-2の「駅舎清掃における注意点」に留意すること。
- ・駅舎の清掃範囲については、添付図面のとおりとし、面積は、別紙6-1、6-2、6-3の面積表のとおりとする。
- ・美観維持清掃とは、特に定期清掃では取り切れない床面の汚れなどを重点的に落とし、各素材本来の色彩や質感を取り戻す清掃である。
- ・尚、以上の内容は最低限の仕様を示したものであり、事業者が実施する内容は提案書で明らかにすること。

7. 従事者について

(1)適正な人員配置

従事者は、仕様の内容が十分に履行できる人数を手配し、病気欠勤等で人出不足とならないようにすること。

(2)適正な人材の確保

従事者は、心身ともに健全で業務を適切に行うことができるものであること。

(3)従事者名簿の提出

就業に先立ち、従事者全員（写真付き）の名簿を提出すること。

(4)服 装

事業者は作業にあたり、統一した上下の制服を従事者に着用させること。制服は、適正に洗濯をして、常に清潔な状態を保ち、旅客に不快と感じさせないように徹底すること。また、会社名と氏名を記載した胸章（バッジ）および、当局から指定したバッジ等（テロ対策ワッペン等）も着用すること。なお、通勤時など業務以外での制服着用は控えること。

8. 業務管理体制等

(1)事業責任者（登録人数1名）

清掃作業監督者の資格を有する者を配置し、業務全体の統括管理を行うこと。業務責任者、現場責任者および清掃作業員との兼務はできない。

(2)業務責任者（登録人数1名以上）

ビルクリーニング技能士の資格を有する者1名以上、配置すること。業務責任者は定期的（1回以上/週）に現場へ赴き、業務履行状況の確認及び現場責任者の管理監督を行なうこととする。

その他の責任者及び清掃作業員との兼務はできない。

(3) 現場責任者（登録人数 3 名以上）

清掃実務経験 3 年以上を有し、作業内容の判断及び作業指導ができる者を 3 名以上登録し、そのうち 2 名以上を毎日配置すること。毎日清掃受託区間を巡回し、清掃履行状況の確認及び手直しと清掃作業員に対する指揮監督及び技術指導を行うこと。また、清掃履行状況については当局の係員による検査を受けるものとする。その他の責任者及び清掃作業員との兼務はできない。

(4) 清掃作業員（適正人数）

各責任者の指揮監督を受け、本業務に定める業務を行うことが出来る者とする。安全かつ確実に履行出来る適正な人数を配置し、名簿に登録すること。

(5) 業務管理体制表の作成

上記責任者が明記している体制表を作成し提出すること。

(6) 人員の変更

上記責任者および作業員の変更をする場合は、あらかじめ運輸課運輸係へ届け出なければならない。

9. 日常清掃の体制

(1) 出勤管理

現場責任者は、当日出勤する従事者の出勤の点呼・確認を行い、欠勤等があった場合は、当該駅および運輸課運輸係へ速報し、遅滞なく人員配置の措置を取らなければならない。

(2) 常駐清掃

西神中央駅および名谷駅については、午前 6:30~10:30 および午後 5:30~9:30 の間、日常作業員の常駐者を 1 名以上配置すること。また、三宮駅については、午前 9:00~午後 5:00 の間、日常作業員の常駐者を 2 名以上配置し、それ以外の時間帯は日常作業員の常駐者を 1 名以上配置すること。

(3) 巡回清掃

常駐清掃の対象駅以外の巡回清掃における作業員体制は、履行が十分可能な小隊を組成・運用すること。なお、巡回清掃の開始から終了までの時間は各駅 5 時間半以上とし、各作業については、一定の時間間隔を設けて実施すること。

(4) 緊急対応作業員体制

(ア) 午前 6 時 30 分から午後 5 時 30 分までの間、現場責任者 1 名以上を原則として専任配置し、緊急対応にあたるものとする。

(イ) 緊急対応の要請があった場合、旅客の利用の迷惑にならないように速やかに作業を中断し、要請のあった現場に急行しなければならない。

(ウ) 緊急対応連絡先一覧表を作成し、提出すること。

10. 駅間移動について

移動中は、交通局が支給する腕章を着用すること。

11. 携帯電話の携帯

業務責任者および緊急対応作業員は必ず携帯電話を携帯し、当局職員と作業時間内は常時連絡が取れるようにしなければならない。

12. 鍵の取扱い

貸与した鍵は紛失・破損のないよう厳重に管理すること。万一、紛失・破損等が発生した場合、破損した箇所を速やかに修復し、または弁償しなければならない。なお、紛失・破損等が発生した場合は、速やかに本市監督職員または監督補助職員へ報告し、当局が防犯上必要とした時は、紛失した鍵で開錠出来る箇所の錠前を事業者の負担により交換しなければならない。

13. 接遇および清掃指導研修の実施と報告書の提出

清掃業務は直接旅客と接する機会も多いことから、事業者は従事者に対し、旅客に対して親切・丁寧な接客態度等の接遇研修を行うこと。また清掃作業に関する技術的な指導研修も行い、実施報告書を提出すること。なお、契約期間途中に雇用した従事者に対しては、その都度研修を行い、報告書を提出すること。

14. 清掃機械器具及び材料

事業者は、本項第4、5、7、8、9号に規定する場合を除き、本件業務の履行のために使用する設備、工具類、消耗品等（便所汚物入れの袋・梱包ひもを含む）を事業者の責任と費用により調達しなければならない。

- (1) 構内の移動でカート等を使用する場合、美観を損ねるようなダンボール等の使用はせず、専用カートを使用すること。
- (2) 西神・山手線三宮駅においては自動洗濯機を事業者の負担で調達し、常設すること。
- (3) 本件業務にかかる事業系ごみ指定袋並びに、ゴミ箱内で使用する透明ゴミ袋は事業者負担とする。
 - ・事業系ごみ指定袋並びに透明ゴミ袋は70L用を使用すること。
 - ・別表の袋数に増減が生じても精算は行わない。
- (4) トイレットペーパーは、当局が提供する。
- (5) 乗務員休憩室及び仮泊室用水石鹸は、当局が提供する。
- (6) お客様用トイレの消臭対策については、事業者の負担により対策を講じること。
- (7) お客様用トイレに設置された手洗い石鹸の補充を適宜行うこと。石鹸は当局が提供する。
- (8) お客様用トイレに設置された便座クリーナー用アルコール液の補充を適宜行うこと。アルコール液は当局が提供する。
- (9) 本契約の履行のために必要な資材置場、光熱用水は当局が使用させる。

15. 不審者・不審物・遺失物等の報告、およびテロ防止

駅構内で不審者・不審物・遺失物を発見した場合は、直ちに駅係員に報告すること。
またテロ対策・防止のため、現場責任者は15:00以降に全受託駅を巡回し、不審物等が無いかを点検すること。特にゴミ箱は注意深く点検を行い、ゴミがある場合は必ず回収すること。

16. 事故対策

作業については安全を第一に行い、火災、盗難その他の事故防止について十分注意すること。

17. 事件・事故発生時の対応、および異常時における連絡体制の作成

本業務の履行中に万一事故が発生した場合は、事業者は、速やかに所要の措置を取らなければならない。また、応急の措置を済ませたあと、速やかに、本市監督職員または監督補助職員に対し、事故発生の原因及び経過、被害状況等について報告しなければならない。

事故に伴う補償等の紛争は、事業者が自らの責任と負担で解決しなければならない。

地下鉄の運行が停止し、当局から現場への急行を要請された場合は、事業者の負担によりタクシー等で移動し、速やかに現場へ急行すること。

事件・事故等、異常な事態の発生時に、当局と連携が取れる連絡体制をあらかじめ作成し、時間外の連絡窓口など業務管理体制表に明記すること。

18. 作業の点検、および業務の報告

現場責任者により、毎日受託駅を巡回し清掃履行状況の確認を行い、作業は随時監督職員または監督補助職員の点検を受け、不適当な場所または瑕疵の指摘を受けたときは事業者において手直しをするものとする。事業責任者は、月に一回、業務報告を運輸課運輸係へ行うこと。

19. 作業履行書（当局指定様式）及びゴミ袋数の提出

- (1) 日常清掃については毎日、監督職員または監督補助職員に報告のうえ確認印を受けること。
- (2) 定期清掃については項目毎に監督職員または監督補助職員に報告のうえ確認印を受けること。
- (3) 美観維持清掃については項目毎に監督職員または監督補助職員に報告のうえ確認印を受けること。
- (4) 毎月事業系ゴミ袋の使用数を種類ごとに報告すること。

20. 単位業務の指定

業務区分	単位業務	単位	予定数量
日常清掃	日常清掃	日	365～366
定期清掃	定期清掃	回	6～12
美観維持清掃※	美観維持清掃	日	4～7

※西神中央、名谷、板宿、新長田、長田、大倉山、県庁前、三宮
新神戸

21. 報告書の提出を要する業務の基礎単位の指定

- ① 日常清掃については、1日をもって基礎単位とする。
- ② 定期清掃については、1回をもって基礎単位とする。
- ③ 美観維持清掃については、完了をもって基礎単位とする。

22. 提出書類

- (1) 打合せの要点記録の写し
- (2) 事業責任者選任届（本仕様書第8項第1号）
清掃作業監督者の講習修了証書の写しを添付。

(3)業務責任者届(本仕様書第8項第2号)

1名以上。ビルクリーニング技能士の技能検定合格証書の写しを添付。

(4)現場責任者届(本仕様書第8項第3号)

3名以上。実務経験の判る経歴書を添付。

(5)業務履行計画書

(6)業務管理体制表(本仕様書第8項第5号)

(7)従事者名簿 ※写真付き

(8)接遇・清掃指導研修報告書(本仕様書第13項)

(9)緊急対応連絡一覧表(本仕様書第9項第4号)

(10)契約金額内訳明細書

(11)業務完了報告書その1 ※ 毎月履行完了後に提出

(12)業務完了報告書その2

(13)定期清掃作業予定表・美観維持清掃作業予定表(自由様式) ※ 毎月25日までに翌月分を提出

(14)美観維持清掃実施計画書(自由様式) ※ 随時提出

※実施範囲(構内図等であらわす)、実施方法等を記載すること

23. 自主検査

事業者は清掃状態を確認する自主検査を実施すること。自主検査は業務責任者クラス以上のものが行うものとし、日常清掃については1か月に1回以上、定期清掃および美観維持清掃については清掃完了後毎回確認し、その結果を当局に報告すること。

自主検査の内容の詳細、目指すべき清掃品質については、提案書で明らかにすること。

24. 検査

事業者は自主検査に合格した後に検査を申し出ること。

検査は当局側と事業者側が立ち会い、契約後当局支給のチェックリストを用いて行う。

日常清掃については、駅ごとに1か月に1回、定期清掃および美観維持清掃については清掃完了後毎回実施する。検査結果は当局側、事業者側の協議により決定するが、その際の判断は、入札説明書等、提案書に記載している内容を基準にする。また、美観維持清掃においては、美観維持清掃を実施する前に事業者が床面に対してサンプル施工し、その品質を当局側、事業者側が合意した上で美観維持清掃を行う。そして、美観維持清掃完了後にサンプル施工した品質と比較することにより合否を判定する。尚、サンプル施工の品質は本事業の提案審査の段階で行った清掃実技での品質を基準とする。

不合格の場合の指摘内容については、日常清掃においては次回の清掃時に反映させ、再検査を実施することとし、定期清掃および美観維持清掃においては事業者において再清掃を行い、再検査を実施する。

25. 支払いについて

各月払いとする。業務の検査合格後、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

26. 秘密の保持

業務の執行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

27. イベント時の対応について

別途協議する。

28. 履行の打ち合わせについて

事業者は契約後、直ちに事業監督者を選任し、当局運輸課運輸係と業務の履行に関する打ち合わせを行うこと。

29. その他の事項

- (1) 本仕様書および特記仕様書で定めている作業内容は最低限のものであり、受託者はこれ以上の内容・頻度で適宜清掃を行うこと。特に汚れの目立つ箇所は十分な清掃を行い、清潔な状態を維持すること。また業務実施にあたり、この仕様書に記載のない事項でも当然に必要なものは処理を行うものとする。
- (2) 業務実施にあたり、電車の運行や駅業務、およびお客様等に支障をきたさないようにするとともに、安全に留意し事故等が起きないように努めること。
- (3) 業務実施にあたり、駅舎秩序等の維持に努め、これを害する行為を行わないこと。
- (4) 駅構内は全面禁煙のため喫煙をしないこと。また飲酒も厳禁とする。
- (5) 原則として、業務履行計画書および定期清掃・美観維持清掃作業予定表で予定している清掃日を変更することは出来ない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、事前に当局運輸課運輸係、および当該となる所へ連絡し承認を得ること。
- (6) 本業務に従事する作業員の写真等の撮影、およびその利用方法について承諾し、異議を申し立てないこと。また、撮影した写真等の知的財産権については一切の権利は当局に帰属し、契約期間終了後においても同様とする。
- (7) 駅間の移動については、お客様の迷惑にならないよう清潔な服装で乗車し、移動すること。
- (8) 駅構内の増床や駅設備の増改築等があった場合、清掃範囲及び清掃回数等はその都度協議する。
- (9) 翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約は変更又は解除することができる。

30. 適用

本仕様書等で定めのない事項は、双方誠意を持って協議して決定することとする。

日常清掃作業内容

	西神中央	西神南	伊川谷	学園都市	総合運動公園
床面（ホーム・コンコース） ・総掃き（綿埃含む）	1回以上／日	1回以上／日	1回以上／日	1回以上／日	1回以上／日
各階段・外回り ・総掃き（綿埃含む）	1回以上／日	1回以上／日	1回以上／日	1回以上／日	1回以上／日
お客様用トイレ ・総掃き ・薬剤洗い／拭取り （床面・便器） ・拭き掃除 （洗面所・鏡・便座） ・汚物入れ処理 ・汚物処理 ・ペーパー補充	3回以上／日 3回以上／日 3回以上／日 3回以上／日 清掃毎 3回以上／日	3回以上／日 3回以上／日 3回以上／日 3回以上／日 清掃毎 3回以上／日	2回以上／日 2回以上／日 2回以上／日 2回以上／日 清掃毎 2回以上／日	3回以上／日 3回以上／日 3回以上／日 3回以上／日 清掃毎 3回以上／日	2回以上／日 2回以上／日 2回以上／日 2回以上／日 清掃毎 2回以上／日
ごみ処理 ・ごみ回収	4回以上／日	3回以上／日	2回以上／日	3回以上／日	2回以上／日

	名 谷	妙法寺	板 宿	新長田	長 田	上 沢
床面（ホーム・コンコース） ・総掃き（綿埃含む）	1回以上／日	1回以上／日	1回以上／日	1回以上／日	1回以上／日	1回以上／日
各階段・外回り ・総掃き（綿埃含む）	1回以上／日	1回以上／日	1回以上／日	1回以上／日	1回以上／日	1回以上／日
お客様用トイレ ・総掃き ・薬剤洗い／拭取り （床面・便器） ・拭き掃除 （洗面所・鏡・便座） ・汚物入れ処理 ・汚物処理 ・ペーパー補充	3回以上／日 3回以上／日 3回以上／日 3回以上／日 清掃毎 3回以上／日	3回以上／日 3回以上／日 3回以上／日 3回以上／日 清掃毎 3回以上／日	3回以上／日 3回以上／日 3回以上／日 3回以上／日 清掃毎 3回以上／日	3回以上／日 3回以上／日 3回以上／日 3回以上／日 清掃毎 3回以上／日	2回以上／日 2回以上／日 2回以上／日 2回以上／日 清掃毎 2回以上／日	2回以上／日 2回以上／日 2回以上／日 2回以上／日 清掃毎 2回以上／日
ごみ処理 ・ごみ回収	4回以上／日	3回以上／日	3回以上／日	3回以上／日	2回以上／日	2回以上／日

	湊川公園	大倉山	県庁前	三 宮	新神戸
床面（ホーム・コンコース） ・ 総掃き（綿埃含む）	1回以上/日	1回以上/日	1回以上/日	4回以上/日	1回以上/日
各階段・外回り ・ 総掃き（綿埃含む）	1回以上/日	1回以上/日	1回以上/日	4回以上/日	1回以上/日
お客様用トイレ ・ 総掃き	2回以上/日	2回以上/日	2回以上/日	8回以上/日	4回以上/日
・ 薬剤洗い／拭取り （床面・便器）	2回以上/日	2回以上/日	2回以上/日	8回以上/日	4回以上/日
・ 拭き掃除 （洗面所・鏡・便座）	2回以上/日	2回以上/日	2回以上/日	8回以上/日	4回以上/日
・ 汚物入れ処理	2回以上/日	2回以上/日	2回以上/日	8回以上/日	4回以上/日
・ 汚物処理	清掃毎	清掃毎	清掃毎	清掃毎	清掃毎
・ ペーパー補充	2回以上/日	2回以上/日	2回以上/日	8回以上/日	4回以上/日
壁面内照式広告 ・ 埃取り				1回/日	
東西連絡通路 ・ 総掃き				1回/日	
ごみ処理 ・ ごみ回収	3回以上/日	2回以上/日	2回以上/日	8回以上/日	4回以上/日

※壁面内照式広告の清掃には、清掃用具（マイクロファイバーロングモップ）を使用すること。

全駅共通日常清掃作業内容

床面（ホーム・コンコース） ・ガム取り	適 宜
構内装備物等 （手摺・ベンチ・案内板等） ・拭き掃除	適 宜
可動式ホーム柵 ・拭き掃除	適 宜
各階段・外回り ・ガム取り	適 宜
構内装備物等 （手摺・ベンチ・案内板等） ・拭き掃除	適 宜
柵外コンコース通路（西神中央駅のみ） ・拾い掃き ・ガム取り	適 宜 適 宜
柵外コンコース2階通路（西神中央駅のみ） ・床面拭き掃除 ・手摺等拭き掃除	適 宜 適 宜
エレベーター ・床掃き ・拭き掃除 （ドア・パネル等）	適 宜 適 宜
エスカレーター ・総掃き（床面） ・ガム取り （デッキボード・手摺等）	適 宜 適 宜
壁面及び柱 （ガラス・扉・金属部分・柵・公共サイン等含む） ・薬品拭き ・埃除去 ・蜘蛛の巣除去	適 宜 適 宜 適 宜
ガラス及び窓ガラス ・洗淨拭取り	適 宜
側溝 ・総掃き ・目詰まり排除	適 宜 その都度

※汚れ具合を確認し、適宜清掃を行ってください

定期清掃作業内容

	西神中央	西神南	伊川谷	学園都市	総合運動公園
床面（コンコース） ・洗浄機にて薬品洗い （機械洗浄等）	2回／3ヵ月	1回／2ヵ月	1回／2ヵ月	1回／2ヵ月	1回／2ヵ月
床面（ホーム） ※終車後作業（原則） ・洗浄機にて薬品洗い （機械洗浄等）	2回／3ヵ月			1回／3ヵ月	
階段（駅舎全般） ・洗浄機にて薬品洗い （機械洗浄等）	2回／3ヵ月	1回／2ヵ月	1回／2ヵ月	1回／2ヵ月	1回／2ヵ月
お客様用トイレ ・壁面清掃	2回／3ヵ月	1回／2ヵ月	1回／2ヵ月	1回／2ヵ月	1回／2ヵ月
定期券発売所 ・床面清掃	2回／3ヶ月				

	名 谷	妙法寺	板 宿	新長田	長 田	上 沢
床面（コンコース） ※昼間作業 ・洗浄機にて薬品洗い （機械洗浄等）	2回／3ヶ月	1回／2ヶ月	2回／3ヶ月	2回／3ヶ月	2回／3ヶ月	1回／2ヶ月
床面（ホーム） ※終車後作業（原則） ・洗浄機にて薬品洗い （機械洗浄等）	2回／3ヶ月		2回／3ヶ月	2回／3ヶ月	2回／3ヶ月	1回／2ヶ月
階段（駅舎全般） ※昼間作業 ・洗浄機にて薬品洗い （機械洗浄等）	2回／3ヶ月	1回／2ヶ月	2回／3ヶ月	2回／3ヶ月	2回／3ヶ月	1回／2ヶ月
お客様用トイレ ・壁面清掃	2回／3ヶ月	1回／2ヶ月	2回／3ヶ月	2回／3ヶ月	2回／3ヶ月	1回／2ヶ月
定期券発売所 ・床面清掃	2回／3ヶ月			2回／3ヶ月		

※お客様用トイレについては、必要に応じて閉鎖清掃を実施すること。

※西神南・伊川谷・総合運動公園・妙法寺のホームについては、定期清掃は行わない。

	湊川公園	大倉山	県庁前	三 宮	新神戸
床面（コンコース） ※昼間作業 ・洗浄機にて薬品洗い （機械洗浄等）	1回／月	1回／月	1回／月	1回／月	1回／月
床面（ホーム） ※終車後作業（原則） ・洗浄機にて薬品洗い （機械洗浄等）	1回／月	1回／月	1回／月	1回／月	1回／月
階段（駅舎全般） ※昼間作業 ・洗浄機にて薬品洗い （機械洗浄等）	1回／月	1回／月	1回／月	1回／月	1回／月
お客様用トイレ ・壁面清掃	1回／月	1回／月	1回／月	1回／月	1回／月
定期券発売所 忘れ物センター ・床面清掃				1回／月	

※お客様用トイレについては、必要に応じて閉鎖清掃を実施すること。

※三宮駅2番線ホーム西神中央寄りの柵外ホームも清掃の範囲とする。

さんちかへの連絡通路も清掃の範囲とする。

美観維持清掃作業内容（1 回/年）

	西神中央	名谷	板宿	新長田	長田
床面（コンコース） ・洗浄機にて薬品洗い （機械洗浄等）	4 日	4 日	4 日	4 日	4 日
床面（ホーム） ※終車後作業（原則） ・洗浄機にて薬品洗い （機械洗浄等）	4 日	4 日	4 日	4 日	4 日
階段（駅舎全般） ・洗浄機にて薬品洗い （機械洗浄等）	4 日	4 日	4 日	4 日	4 日

	大倉山	県庁前	三宮	新神戸
床面（コンコース） ・洗浄機にて薬品洗い （機械洗浄等）	6 日	6 日	7 日	5 日
床面（ホーム） ※終車後作業 ・洗浄機にて薬品洗い （機械洗浄等）	6 日	6 日	7 日	5 日
階段（駅舎全般） ・洗浄機にて薬品洗い （機械洗浄等）	6 日	6 日	7 日	5 日

※表中の数字は 1 回の清掃日数を表す

※美観維持清掃は床面を重点的に清掃すること

※西神南、伊川谷、学園都市、総合運動公園、妙法寺、上沢、湊川公園は行わない

西神中央駅乗務員仮泊室及びホーム休憩室の清掃

	男女仮泊室（コンコース）			
	宿泊室	湯沸室	休憩室	トイレ
ゴミ処理	毎週 月・木	毎週 月・木	毎週 月・木	毎週 月・木
床掃除 総掃き・モップ水拭き		毎週 月・木	毎週 月・木	
便器・床 薬品洗い				毎週 月・木
掃除機掛け	毎週木曜日			
換気口・エアコン 清掃	1回／年 6月 (天井エアコンは外部、壁掛け式はフィルターも含む)			
洗面器 流し台等洗浄		毎週 月・木	毎週 月・木	
水石鹸・トイレッ トペーパー補充			適 宜	適 宜
シーツ交換 ※乗務員用シーツ は当局が用意する	2回／月 (10日・25日) ※7月～9月 3回／月 (5日・15日・ 25日)			

	休憩室（ホーム）	
	休憩室	トイレ
ゴミ処理	2回／日	1回／日
床掃除	1回／日	1回／日
机・椅子拭き	適 宜	
洗面器 うがい器等洗浄	1回／日	
便器・床 薬品洗い		1回／日
水石鹸・トイレッ トペーパー補充	適 宜	適 宜
壁清掃	1回／年・6月	1回／年・6月
エアコン・換気口清掃 換気扇洗浄	1回／年・6月 (天井エアコンは外部、壁掛け式はフ ィルターも含む)	

名谷駅ホーム乗務員休憩室清掃

	休憩室（ホーム）
ゴミ処理	1 回／週
床掃除	1 回／月
机・椅子拭き	適 宜
洗面器・冷水器等 洗浄	1 回／月
エアコン・換気口清掃 換気扇洗浄	1 回／年・6 月 (天井エアコンは外部、壁掛け式は フィルターも含む)

※ 1・2 番線、3・4 番線とも行うこと

新神戸駅乗務員仮泊室及びホーム休憩室の清掃

	男女仮泊室（コンコース）			
	宿泊室	湯沸室	休憩室	トイレ
ゴミ処理	毎週 月・木	毎週 月・木	毎週 月・木	毎週 月・木
床掃除 総掃き・モップ水拭き		毎週 月・木	毎週 月・木	
便器・床 薬品洗い				毎週 月・木
掃除機掛け	毎週木曜日			
換気口・エアコン 清掃	1回／年 6月 (天井エアコンは外部、壁掛け式はフィルターも含む)			
洗面器 流し台等洗浄		毎週 月・木	毎週 月・木	
水石鹸・トイレッ トペーパー補充			適 宜	適 宜
シーツ交換 ※乗務員用シーツ は当局が用意する	2回／月 (10日・25日) ※7月～9月 3回／月 (5日・15日・ 25日)			

	北神操車室／ホーム係員室 (1番線／2・3番線)	
	休憩室	トイレ
ゴミ処理	2回／日	1回／日
床掃除	1回／日	1回／日
机・椅子拭き	適 宜	
洗面器 うがい器等洗浄	1回／日	
便器・床 洗剤洗い		1回／日
水石鹸・トイレッ トペーパー補充	適 宜	適 宜
壁清掃	1回／年・6月	1回／年・6月
エアコン・換気口清掃 換気扇洗浄	1回／年・6月 (天井エアコンは外部、壁掛け式はフ ィルターも含む)	

駅舎清掃における注意点

1. 日常清掃における注意点

- (1) 床面の清掃については、ゴミ箱や可動式看板等を移動させてその下も行うこと。なお、移動させたものは、必ず元に戻すこと。
- (2) 清掃毎に男性小便器周りの壁及び床面も洗浄すること。
- (3) 男性小便器のトラップの中も清掃すること。
- (4) コンコース、ホーム床面の飲料水のこぼれや嘔吐物があるときは、すみやかに清掃を行うこと。
- (5) 掃き掃除は、全面にわたり塵が残らないよう掃くこと。
- (6) 出入口及び階段については、紙屑、吸殻等の拾い掃きを行うこと。
- (7) 吸塵作業は、掃除機等を利用して塵が舞わないように行うこと。
- (8) ホームの清掃時は、塵を軌道敷内に落とさないように行うこと。
- (9) ゴミの回収については、専用のカートを使用して行うこと。
- (10) エスカレーターの手摺、パネル及びエレベーターのドア、壁面は固く絞った雑巾で拭き水を内部に落とさないように行うこと、また汚れ等が落ちないときは洗剤を使用し落とすこと。
- (11) お客様用トイレの清掃については、「男性係員が清掃中」又は「女性係員が清掃中」の案内を掲出したうえ、お客様の利用の少ない時間帯に行うこと。なお、清掃中であつてもお客様より申し出があれば利用していただくこと。
- (12) 構内側溝会所に汚水を流すときは、ごみが入らないようにすること。
- (13) 駅構内で清掃用具等を長時間放置しないこと。
- (14) 日常清掃にあたって、急を要する場合は、駅より業務責任者又は現場責任者に緊急の措置を求めることがある。業務責任者は、当該措置をすみやかに履行しなければならない。
- (15) ホームにはゴミ箱がないので拾い掃きを強化すること。
- (16) 構内ごみは分別ごとに回収し所定の場所へ運搬後、指定の袋に入れ分けて集積すること。
 - (ア) カン・ビン・ペットボトル
 - (イ) 紙・新聞・雑誌・ダンボール
 - (ウ) 上記以外の可燃ごみ
 - (エ) 傘等の粗大ごみ
 - (オ) その他
 (注) ただし(イ)にあつてはそれぞれ梱包しリサイクルできる状態にすること。
- (17) 事業系ゴミ袋は規定の量に達しない時は次の日も使用すること。
- (18) 駅長室から出るごみも回収すること。

2. 定期清掃における注意点

- (1) 床面の洗浄仕上げについては、塵を掃いた後、薬品等を使用して機械洗浄で洗浄すること。
- (2) 汚水については、吸水用真空掃除機又は、床用スクイジー等を使用して除去すること。
- (3) 壁面、柱の洗浄仕上げについては、除塵した後、薬品等を使用して拭きあげること。
- (4) 換気口等のゴミ取りは、掃除機等を使用して塵が舞わないように行うこと。
- (5) 壁面・柱等の埃は化学モップ又は掃除機等で飛び散らないよう取り除くこと。
- (6) エスカレーターのリフト部分が必要により、シリコンオイル剤等で拭きあげること。
- (7) 水が漏れるおそれのある箇所等での水を使用する清掃は、吸水用真空掃除機等を使用し慎重に行うこと。
- (8) ホームの清掃時は、汚水を軌道敷内に流さないように行うこと。
- (9) ガラス部分及び窓ガラスは洗浄後拭取りまたはガラススクイジーにて仕上げること。
- (10) 定期清掃にあたって、急を要する場合は、駅より業務責任者又は業務責任者が指定し連絡の任にあたる作業員に緊急の措置を求めることがある。業務責任者は、当該措置をすみやかに履行しなければならない。
- (11) 壁面清掃等を行うときは消火栓、電気系統、電気コンセント等を厳重に養生し、水が浸入することがないように注意すること。
- (12) 点字ブロックはより丁寧に洗浄し黄色く保つこと。
- (13) ごみ箱や可動式看板の下も清掃を行うこと。
- (14) 三宮駅ホームのアーチ型壁面は定期清掃で清掃すること。
- (15) 機械洗浄等で電源を使用するときは必ず漏電ブレーカーを使用すること。
- (16) 機械洗浄で床面清掃をするときは床サイン(広告)の端を避けること(剥がれるため)。
- (17) トイレについて、特に汚れがひどい駅については、必要に応じてオフラッシュ時に閉鎖して清掃を行うこと。また、お客様から利用の申し出があった場合に案内できるよう、男性用・女性用および、だれでもトイレ2箇所の計4箇所を1箇所ずつ順に閉鎖して清掃をおこない、同時に2箇所以上閉鎖しないこと。
- (18) 各塵芥室についても清掃し、美観を保つこと。
- (19) 当局が指定した箇所について、作業前後の写真と撮影し提出すること。

3. 美観維持清掃における注意点

- ・定期清掃における注意点と同様

面積表

駅名	部屋名	面積 (㎡)	備考
西神中央	コンコース	2162.56	
	ホーム	2524.46	島式ホーム 2 面
	柵外コンコース通路	926.1	
	柵外コンコース 2 階通路	610.0	
	仮眠室 (乗務用)	22.68	
	仮眠室 2 (乗務用)	51.62	
	会議室	58.38	
	予備室	67.77	
	男子便所	47.73	
	女子便所	38.61	
	廊下	26.2	東
	乗務員詰所 (1)	16.19	ホーム
	乗務員詰所 (2)	16.19	ホーム
西神南	コンコース	1222.49	
	ホーム	1377.92	島式ホーム
	男子便所	31.74	
	女子便所	35.23	
伊川谷	コンコース (1 F)	710.62	
	コンコース (2 F)	1190.39	
	ホーム	1922.96	相対式ホーム
	男子便所	37.24	
	女子便所	28.7	
	廊下	32.8	
学園都市	コンコース	1406.17	
	ホーム	2281.89	相対式ホーム
	男子便所	45.61	
	女子便所	35.81	
総合運動公園	コンコース	1050.29	
	ホーム	3177.09	島式ホーム
	男子便所	29.08	
	女子便所	27.2	
名谷	コンコース	2563.4	
	ホーム	2104.01	島式ホーム 2 面
	男子便所	34.62	
	女子便所	33.82	

駅名	部屋名	面積 (㎡)	備考
妙法寺	コンコース	966.54	
	ホーム	1363.47	相対式ホーム
	男子便所	26.62	
	女子便所	19.08	
板宿	コンコース	2038.25	
	ホーム	983.89	島式ホーム
	男子便所	34.9	
	女子便所	32.74	
新長田	コンコース	2576.01	
	ホーム	972.14	島式ホーム
	男子便所	22.0	
	女子便所	20.0	
	だれでもトイレ①	6.7	
	だれでもトイレ②	7.0	
	通路（トイレ）	23.0	
	事務室1	53.4	
	安全対策係事務室・コピー室	115.8	
長田	廊下	20.08	
	コンコース	2744.3	
	ホーム	1272.41	相対式ホーム
	廊下	23.26	
	男子便所	46.67	
上沢	女子便所	46.52	
	コンコース	2180.9	
	ホーム	968.67	島式ホーム
	廊下	24.99	
	男子便所	37.96	
湊川公園	女子便所	35.41	
	コンコース	3038.57	
	ホーム	1533.71	島式ホーム
			東側
	男子便所	34.14	
	女子便所	33.06	
			西側
	男子便所	38.9	
	女子便所	30.51	

駅名	部屋名	面積 (㎡)	備考
大倉山	コンコース	2617.49	
	ホーム	1105.6	島式ホーム
	男子便所	37.21	
	女子便所	31.83	
県庁前	コンコース	2646.78	
	ホーム（東行）	1297.46	片相対式ホーム
	ホーム（西行）	1095.11	片相対式ホーム
	男子便所	48.51	
三宮	女子便所	32.47	
	コンコース	5115.73	
	ホーム（東行）	1547.18	片相対式ホーム
	ホーム（西行）	1584.76	片相対式ホーム
	連絡通路	750	
			東側
	男子便所	43.84	
	女子便所	40.16	
			西側
	男子便所	30.82	
新神戸	女子便所	30.82	
	コンコース	3591.11	
	ホーム	1725.61	島式、片相対式ホーム
	女子乗務員仮泊室	19.34	
	女子乗務員休憩室	14.7	
	ホーム係員室（2・3番線）	20	
	北神操車室（1番線）	62.5	
	仮眠室	19.34	
	仮眠室（2）	32.54	
	廊下	17.88	
	男子便所	34.95	
	女子便所	26.26	

その他参考

女性トイレ（個室・障害者用）及び男性トイレ（障害者用）数

駅名	女性個室	女性障害者用	男性障害者用	合計
西神中央	4	1	1	48
西神南	4	1	1	
伊川谷	2	1	1	
学園都市	3	1	1	
総合運動公園	4	1	1	
名谷	4	1	1	
妙法寺	3	1	1	
板宿	4	1	1	
新長田	4	1	1	42
長田	3	1	1	
上沢	2	1	1	
湊川公園	東3西4	東1西1	東1西1	
大倉山	3	1	1	
県庁前	3	1	1	
三宮	東5西2	東1西1	東1西1	
新神戸	5	1	1	

【西神中央～新神戸】

駅名	ガラス(m ²)	窓ガラス(m ²)	エアコン	換気口
西神中央	62	172	清掃不要	25
西神南	12	117	清掃不要	14
伊川谷	52	242	清掃不要	21
学園都市	197	24	清掃不要	16
総合運動公園	0	58	清掃不要	17
名谷	135	0	清掃不要	17
妙法寺	137	166	清掃不要	11
板宿	7	0	清掃不要	11
新長田	10	18	清掃不要	30
長田	61	0	清掃不要	12
上沢	17	0	清掃不要	14
湊川公園	0	0	清掃不要	20
大倉山	24	10	清掃不要	18
県庁前	99	0	清掃不要	21
三宮	124	0	清掃不要	45
新神戸	38	20	清掃不要	15

【乗務員休憩室及び仮眠室】

	面積(m ²)	換気口・換気扇	エアコン(天井)	エアコン(壁掛)
西神中央駅ホーム休憩室	30	4・2	0	2
西神中央駅乗務員仮泊室	38	3・3	2	4
名谷駅ホーム休憩室	16	0・2	0	1
新神戸駅ホーム休憩室	28	4・4	0	3
新神戸駅乗務員仮泊室	77	15・3	2	2

ごみ袋概算数(年間)

駅名	可燃ごみ	資源ごみ	粗大(不燃)ごみ
西神中央	950	730	20
西神南	610	630	10
伊川谷	440	280	10
学園都市	880	590	10
総合運動公園	490	370	10
名谷	1,600	1,350	20
妙法寺	810	700	10
板宿	730	510	10
新長田	820	620	10
長田	360	230	10
上沢	320	110	10

湊川公園	470	310	20
大倉山	390	220	10
県庁前	240	170	10
三宮	3,050	1,670	40
新神戸	770	490	30

(注) ごみ袋数に増減が生じても精算は行わない。